

昭和三十六年法律第二百七十七号

水資源開発促進法

(目的)

第一条 この法律は、産業の開発又は發展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基礎調査)

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

(水資源開発水系の指定)

第三条 國土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、農林水産大臣、經濟産業大臣その他関係行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

2 農林水産大臣又は經濟産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項に規定する必要があると認めるときは、國土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定を求めることができる。

2 國土交通大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

2 農林水産大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

(水資源開発基本計画)

第四条 國土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、農林水産大臣、經濟産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び國土審議会の意見を聽いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2 國土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

2 基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分の考慮が払われていなければならない。

2 國土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

2 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

2 農林水産大臣又は經濟産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があると認めるときは、國土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

2 第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

1 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標

2 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要な事項
(國土審議会の調査審議等)

第六条 國土審議会は、國土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

2 國土審議会は、前項に規定する重要な事項について、國土交通大臣又は關係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要な事項について、國土審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第七条から第十条まで 削除

第十一条 削除

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、當該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、當該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一〇日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四〇年六月二九日法律第一三八号) 抄
(施行期日)

附 則 (令和五年五月二六日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。